

館山市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

館山市通学路安全対策担当者会議

1 プログラムの目的

平成24年4月、館山市内の小学生が、その尊い命を奪われる悲惨な交通事故が起きた。二度と、同じような悲劇を起こさないために、国の通学路緊急合同点検と併せ、市内の通学路の安全対策を講じるため、館山市教育委員会が主体となり、館山警察署や道路管理者と共に、「館山市通学路安全対策担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を発足した。この担当者会議において、各学校からの通学路危険箇所要望書を元に効果的な安全対策を協議することができ、ハード面、ソフト面共に、一定の成果が得られた。

そこで、引き続き通学路安全確保に向けた取り組みを継続させていくため、担当者会議における関係機関の連携体制をより明らかにするため、「館山市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に取り組んでいく。

2 通学路安全対策担当者会議の設置

設置日：平成24年6月18日（月）於：館山市役所

担当者：①館山市教育委員会（教育総務課）

②館山市（総合政策部社会安全課，建設環境部建設課）

③千葉県安房土木事務所

④館山警察署

3 取組方針

（1）基本的な考え方

通学路の危険箇所は、道路状況や交通状況、そして児童生徒の通学経路によって変化していく。そこで、年度初めに学校ごとに危険箇所に対する要望書を提出させ、教育委員会がとりまとめ、「館山市小中学校通学路危険箇所要望一覧」として、担当者会議に提出する。そして、担当者会議において、合同点検の必要性、効果的な安全対策等を協議していく。

(2) 定期的な担当者会議及び合同点検

○年間計画

5月・・・・館山市学校安全主任会議

- 市内14小中学校の安全主任が集まる
- 日頃の安全対策，防災対策等の情報交換
- 通学路危険箇所に対する要望書の提出

6月・・・・担当者会議

- 上記2の担当者に加え，学校及びPTA関係者も参加
- 5月に提出された要望書に基づき，安全対策を協議

7～8月・・・・合同点検

- 効果的な安全対策を協議

11月・・・・状況確認①

- 教育委員会が，警察署及び道路管理者に状況確認

2月・・・・状況確認②

- 年度内で完了した箇所，次年度以降で対策予定箇所，対策困難箇所を明らかにし，各学校に報告

○合同点検の体制

《参加者》

学校・保護者・地域（区長会等）・警察署・道路管理者・教育委員会

※教育委員会担当者が，要望書に基づき，合同点検の内容及びタイムスケジュールを決定し，合同点検を実施する。

(3) 対策の検討

○6月に開催される担当者会議において，各学校の通学路危険箇所を以下の観点で精査し，具体的な安全対策を決定する。

《精査の観点》

合同点検が必要な箇所

- ①複数の関係機関が対策を講じる場合
- ②非常に危険性が高い場合

合同点検が不必要な箇所

- ①担当者会議において対策を講じる担当機関が容易に決定する場合
- ②すでに担当機関において点検が終了している場合

○担当者会議及び合同点検によって決定した安全対策は，以下の点を明らかにした上で一覧にまとめ，市校長会において説明する。

《通学路安全対策一覧で公表する点》

・担当機関 ・対策内容 ・対策完了予定

(4) 対策の実施

- 担当機関が、各々対策を講じる。
- 担当機関は、対策が完了したり、対策の予定が大幅に変更したりする場合、教育委員会に報告する。
- 警察署及び道路管理者が「対策が困難」と判断した場合、速やかに「学校等によるソフト面の対策の充実」に切り替える。
- 教育委員会は、11月及び2月に、担当機関に対して進捗状況等を確認
- 担当機関による点検、対策検討の段階で、合同点検が必要と判断された場合、教育委員会にその旨を連絡し、教育委員会が臨時の担当者会議を招集することができる。

(5) 対策効果の把握

- 担当機関が、それぞれに対策効果を検証・把握する。
- 学校は、児童生徒、保護者及び地域に対し、アンケート等を行い、対策の効果について把握する。

(6) 対策の改善・充実

- 対策効果の検証・把握の結果に基づき、改善策を検討する。(場合によっては、次年度の各学校からの要望書の中に含め、通学路安全対策一覧に含める。)

4 通学路安全対策一覧表

- 点検結果及び対策内容については、関係者間で認識を共有し、学校、地域及び保護者へ情報提供するために、「館山市小学校・中学校通学路危険箇所に対する要望及び今後の対応一覧」をホームページ等で公表する。